

写

鳥労発基 0707 第 3 号

令和 8 年 7 月 7 日

鳥取地方最低賃金審議会

会長 佐藤 匡 殿

鳥取労働局長

山下 禎博

印

鳥取県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、令和 8 年度鳥取県最低賃金（昭和 55 年鳥取労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定について、貴会の調査審議を求める。